

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請等の手引の修正前後対照表（R7.5上旬⇒R7.5.23）

ページ数	項目番号等	修正前	修正後
全般			誤字、脱字、軽微な表現の修正
全般			細則、規制区域の告示に係る各番号等の追記
1	1 - 2	規制区域（案）	規制区域 ※図の差し替え等
18	3 - 3(1)	なお、溪流等の範囲とは、溪床10度以上の勾配を呈し、ゼロ次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25m以内の範囲を基本とします。	なお、溪流等の範囲とは、溪床10度以上の勾配を呈し、ゼロ次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25m以内の範囲を基本とします。 ※「いわて盛土情報システム」からも溪流等の範囲を確認することができます。
27	4 - 2	URL：（現在、調整中です。）	URL： https://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/toshiseibi/takuzou/1052103.html
巻末1	様式第1号		（追加） [注意] 7 本協議書及び添付図書に記載された情報は、必要に応じて関係機関等（国、県、市の関係法令所管部局等）に情報提供し、本法の運用を目的とした状況確認等に利用します。
巻末2		（無し）	（追加）盛岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則